

「かさまの粹」農産品認証制度スタート！ 笠間市農産品ブランド化推進協議会が設立されました

消費者に支持・信頼される笠間産農産品の創出に取り組むため、8月2日「笠間市農産品ブランド化推進協議会」を発足しました。

この協議会では、市内で生産される優れた農産物や加工品を「かさまの粹」農産品認証制度により認証し、笠間市のブランド農産品として積極的にPRをしていきます。ブランド化を推進することにより、付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、笠間市農産物の知名度向上に繋がっていきたいと考えています。

【問合せ】

笠間市農産品ブランド化推進協議会事務局
農政課（内線 525）



笠間市農産品ブランド化推進協議会設立総会の様子

子ども手当の申請はお済みですか

本年4月から「児童手当」が「子ども手当」になりました。子ども手当は、中学校修了までの子どもを養育している方に子ども一人につき、1万3千円が支給される制度です。申請が必要な方で、まだお済みでない場合は申請猶予期間内(平成22年9月30日まで)に手続きをしてください。

◆申請が必要な方

- ・ 中学1年生までの子どもを養育しており、所得超過等により昨年度まで児童手当を受給していなかった方
- ・ 中学2年生・3年生の子どもを養育している方

◆申請猶予期間

- ・ 平成22年9月30日まで
- ・ ※期間内の申請であれば、さかのぼって4月分からの手当を支給できますが、猶予期間を過ぎると申請した月の翌月分からの支給となります。

◆申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 請求者※名義の金融機関の口座の確認できるもの（通帳のコピー等）
- ・ 請求者※の保険証のコピー（笠間市国民健康保険加入の方は不要）

※請求者とは、主に父母のうち収入の高い方となります。（父子家庭の場合↓父。母子家庭の場合↓母。諸事情により父母が受給できない場合は、その他の方が請求者となることもあります。）

◆ご注意ください

- ・ 公務員の方は、勤務先での手続きとなります。
- ・ 別居監護等で他の市区町村から手当を受給している方は、笠間市での受給はできません。
- ・ 昨年度まで児童手当を受給しており、中学2年生・3年生を養育していない方は、現況届の提出が必要です。（必要な方には、6月10日に「現況届」を郵送しています）
- ・ 4月以降、出生や転入により子ども手当の受給権が発生した場合は、猶予期間は適用されず、申請月の翌月分からの支給となります。

【問合せ】

子ども福祉課
内線 163、164
笠間支所福祉課
内線 72165
岩間支所福祉課
内線 73173

らくようかん
楽腰館

東平鍼・灸接骨院

笠間市東平2丁目12番8号

TEL 0296-77-9939

休診日/木曜日

土・日 診療中！

県立中央病院通り沿い

●往療可

●急患受付

●通院送迎実施中（無料）

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00~12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30~ 8:30	○	○	○	/	○	○	○